

# 天海訴訟を支援する会

ニュース 2018/3/21 No. 14

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222  
幕張グリーンハイツ 109 障千連内  
TEL・FAX 043-308-6621  
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ 等 振込先<新規開設>  
〒振替 00260-0-87731  
「天海訴訟を支援する会」  
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

## 岡山 浅田訴訟 全面勝訴！

障害者を生活維持不可能な状態に陥れることは、  
第7条の解釈・適用を誤る違法な処分と断罪

### 天海訴訟に、追い風



3月14日、岡山地方裁判所は、浅田達雄さんの訴えをほぼ全面的に認め、岡山市に対して、浅田さんが65歳時に申請した障害者福祉の却下処分を取り消すこと、従前と同様の時間数の介護を支給すること、精神的苦痛に対する慰謝料を支払うことを命じました。

浅田さんの裁判は、天海訴訟と同じ内容であり、非常に心強いものです。

加えて、今回の判決は、浅田さんの勝利とともに、介護保険問題に直面している、あるいは今後直面する全国の障害者の勝利です。

障害者総合支援法第7条「介護保険の優先」という悪しき条文があっても、訴訟や運動で跳ね返すことも可能であることを示すもので、大変大きな成果であると考えます。

判決は、

一定の条件下では「7条の『介護保険法の規定による介護給付(途中省略)であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができる』には当たらないと解釈すべき」(すべてのケースが介護保険優先になるわけではない)

「浅田さんの支援法申請を却下した場合、浅田さんがその生活を維持することは不可能な状態に陥ることは明らかである」「岡山市長としては自立支援給付を決定したうえで、引き続き浅田さんの納得が得られるように説明を行うべきであった」「本件処分は7条の解釈・適用を誤った違法なもの」と断じています。

「浅田さん」をそのまま「天海さん」に読み替えることができます。天海訴訟においても、「給付の途絶」について被告千葉市を追及しています。

支援する会では、原告天海さん、武井弁護士、三橋の3名を判決傍聴に派遣しました。(三橋)



裁判所へ向かう原告浅田さん(左端)と支援者  
(P2に判決要旨、P4に天海さんの感想)

4月10日(火)

第14回口頭弁論

13時30分街頭宣伝

14時30分開廷

傍聴を

# 岡山・浅田訴訟 判決要旨

(抜粋)

【主文】

- 1 岡山市長が原告に対してした介護給付費不支給決定を取り消す。
- 2 岡山市長は、原告に対し、原告が平成24年11月29日付けで岡山市長に対してした障害者自立支援法20条1項に基づく介護給付費の支給等の申請に対して、重度訪問介護の1か月当たりの支給量を96時間とする介護給付費支給決定をせよ。
- 3 被告は、原告に対し、107万5000円及びこれに対する平成25年2月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

【理由の要旨】

第1 事案の概要等 (略)

第2 当裁判所の判断

1 本件処分の取消しを求める訴えの利益及び本件申請に対する自立支援給付決定の義務付けを求める訴えの利益は失われないというべきである。

2 自立支援給付を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わないまま、65歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わないままに自立支援給付に係る申請をするに至った経緯等を考慮し、他の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であるといえる場合には、自立支援法7条の「介護保険法の規定による介護給付〔途中省略〕であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができる」ところには当たらないと解釈すべきものというべきである。

本件において、本件申請に対して不支給決定をした場合、原告がその生活を維持することは不可能な状態に陥ることは明らかであったというべきであることや、原告が自立支援給付の継続を希望し、本件処分に至るまでに介護保険給付に係る申請を行わなかったことには理由があるというべ

きであることからすれば、岡山市長としては、本件申請に対する自立支援給付決定をした上で、引き続き、原告の納得が得られるよう、介護保険給付に係る申請の勧奨及び具体的な説明を行うべきであったといわざるを得ず、本件処分は、自立支援法7条の解釈・適用を誤った違法なものというべきである。

3 原告は本件処分後に介護保険給付に係る申請を行っているところ、同申請は、違法というべき本件処分がなされたことから、原告としては、生活を維持するためにやむを得ず行ったものであり、原告の本意によるものではなく、納得の下に行ったものではなかったことは明らかであるといえるべきであるから、岡山市長としては、本件申請に対する自立支援給付決定をすべきである。

そして、岡山市長は、本件申請に対し、従前の支給決定と同様、1か月当たりの支給量を合計249時間とする自立支援給付決定をすべきであるといえるところ、本件処分後に、本件申請に関し、1か月当たりの支給量を153時間とする自立支援給付がなされているから、岡山市長は、本件申請に対し、1か月当たりの支給量を96時間とする自立支援給付決定をすべきであると認めるのが相当である。

4 本件処分は本件処分時において違法であり、違法な本件処分を行ったことについて、被告職員には過失があったと認められるところ、本件処分により、原告は、精神的苦痛に対する慰謝料等の合計107万5000円の損害を被ったことが認められる。

5 よって、原告の請求①並びに請求②のうち重度訪問介護の1か月当たりの支給量を96時間とする自立支援給付決定（介護給付費支給決定）の義務付けを求める部分及び請求③のうち107万5000円（及び附帯請求）の支払を求める部分については理由があるからこれらを認容し、原告のその余の請求には理由がないからこれらを棄却する。



# 天海訴訟

## 原告と被告の主張

### 原告(天海さん)準備書面8の要点

1 被告アンケート回答(乙8)から被告においても「要介護認定の申請をしないため」障害福祉サービスのみを利用している人が1名いる。また、被告は、アンケートに、利用者負担や支給されるサービスの量において、自立支援給付の方が利用者にとって有利な制度となっているため、介護保険優先の適用の考え方について利用者の理解を得ることが困難という意見を記載している。

このアンケートへの回答からも、①被告が、介護保険への移行を裁量的に扱っていることや、②被告において、介護保険への移行が必ずしも円満・円滑に行われていないことは明らかである。

### 2 原告とのやり取りについて

被告は、平成25年12月11日や平成26年1月20日にも、原告に対し、介護保険優先について案内をしたというのであれば、誰がどのような案内をしたかについて、記録とともに明らかにされたい。本件処分後における原告への対応についても、同様に、誰が、どのような情報提供等をしたかについて、記録とともに明らかにされたい。

また、平成26年6月5日から7月8日までの被告と原告とのやり取りの内容を尋問によって明らかにする必要があるため、被告は、「佐藤氏」の所属部署名、氏名を明らかにされたい。

### 3 本件処分の違法性について

「介護保険の申請勧奨」は、障害福祉給付申請却下処分後にも行うことができ、かつ、行うべきものである。ところが、被告は、原告に対する「介護保険の申請勧奨」を「障害福祉給付の支給決定期間の終期まで継続する」との不合理な方針により、本件処分を平成26年8月1日まで遅滞させた。その一方で、被告は、原告に対し、介護保険への移行を拒む原告の考えを踏まえた上で「給付の途絶」を避けるべく、適切な指導・助言

を行わなかった。そして、被告は、「給付の途絶」をもたらす本件処分を断行した。このような被告による法7条の運用は、裁量の範囲を逸脱した違法なものというほかない。

### 被告(千葉市)準備書面(7)の要点

第1 被告の主張及び本準備書面について原告の主張する手続上の作為義務(原告の希望・状態に照らし、早期に障害福祉給付の申請を促す等)は、法令の根拠を欠く独自の見解であり、理由がない。原告が求める証人尋問は、その事実の存否が本件処分を取り消す理由にならない以上、実施する必要が無いと考える。

### 第2 原告準備書面8についての認否及び釈明

#### 1 アンケートについて

「要介護認定の申請をしないため障害福祉サービスのみを利用している1名」⇒介護保険サービスでは必要な支援を受けられない人である

「利用者からの理解を得ることが困難」⇒原告を念頭に置いたもので、他に争いになった例はない

#### 2 案内について

(1) H25.12.11(9)口頭案内 ⇒ 職員特定不能

(2) H26.1.20 質疑応答 ⇒ 本庁障害企画課主査(当時)薄田寛

(3) H26.6.5 電話 ⇒ 花見川保健福祉センター高齢障害支援課佐藤素子

原告はH26.7.8申請実行 当電話やりとりは処分取消理由に影響しない

(4) 処分後の対応 ⇒ 障害支援係長(当時)入野敏明

本件処分後のやりとりは、処分取消理由に影響しない

#### 3 その他

被告は、原告がサービスを継続して受給できるよう、介護保険申請勧奨をしていた。原告の障害福祉給付申請を妨げるような対応は一切していない。



## 第 13 回口頭弁論

# 千葉市は団体行事での介護保険解説を「原告に対する説明」と強弁

2月6日、天海訴訟の第13回口頭弁論が千葉地裁で行われました。

今回は、前回に原告天海さん側から投げかけた主張に対する、被告千葉市側からの答弁、反論が行われました。原告の「介護サービス給付を途絶(中断)させた市の処分は、総合支援法7条の運用としては裁量の範囲を逸脱した違法なもの」との主張に対し、被告は「千葉市は原告がサービスを継続して受給できるよう、介護保険の申請勧奨をしていた」と問題点をあえて外したような答弁でした。

また、原告側の「介護保険移行についての適切な指導・助言を行わなかった」との主張に対し、被告千葉市は「『介護をよくする会』とのやり取りの中で介護保険の説明をした。その会の代表は原告なので、説明をしたことになる」と一般論と個別論を混同させた常識では考えられない弁明をしています。

閉廷後、県弁護士会館で報告集会が開かれまし

### 会費・カンパのお願い

前号で振込用紙を同封したところ、多くの皆様から会費、カンパをお寄せいただきました。ありがとうございました。大切に使用させていただきます。

前号に同封できなかった方に、振込用紙を同封いたしました。ご協力お願いいたします。(万一、重複してしまった場合はご容赦ください)

会費は年額1口500円です。新年となりましたので会費の納入をお願いいたします。カンパもよろしく。振込先は下記。

### 振込口座・新規開設

ゆうちょ銀行の振替口座を新規開設いたしました。今後はこの口座へお振込みください。

〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等ご記入ください

た。「井上論文に期待したい」「岡山浅田判決も参考にして訴訟を進めたい」「福祉の裁判は政策を実現させるための戦いだ」などの発言が相次ぎました。また今回初めて傍聴した方、毎回東京から傍聴に駆けつけてくれる方からの発言もありました。

次回は、4月10日(火)14:30開廷です。裁判は山場を迎えています。多くの県民に裁判を知ってもらうこと、傍聴人を増やしていくことを呼び掛けます。

## 浅田訴訟 判決を傍聴して

### (天海訴訟 原告 天海 正克)

ぎっしりと埋まった岡山地裁の100号法廷に原告の浅田さんと弁護士の方々、そして全国の支援者が固唾をのむ。ところが被告席には岡山市の職員も弁護士も一人もいない。

3月14日14時、裁判長が判決文を読み上げ2・3分で終わる。

裁判官が立ち去り弁護士が「勝ちました」と声を上げ拍手と歓声があがる。

支援する会の吉田代表の「勝った勝った」との叫び声に全員で喜び合う。

浅田さんの命をかけた訴えに裁判官は岡山市の非を認めたのだ。

天海訴訟もこれに習い正義の判決を引き出した。憲法や権利条約に違反している千葉市の非を認めさせたい。

そして障害者総合支援法7条の介護保険優先原則を撤廃させたい。

### メーリングリスト参加のお願い

メールをお使いの方は、天海訴訟を支援する会のメーリングリストにぜひご参加ください。

ニュース配布、連絡、意見交換などに有用です。

[mitsuhashi.t@jf6.so-net.ne.jp](mailto:mitsuhashi.t@jf6.so-net.ne.jp)

あてメールしてください。

## 第14回口頭弁論 4月10日(火) 14:30 開廷

### 皆様の傍聴を!

傍聴席を埋めることも裁判支援には欠かせない取り組みです。周りの方にも声かけをお願いいたします。いつもより30分遅い時刻です。

13:30 きぼーる前で宣伝行動  
14:10 傍聴整理券配布  
14:30 開廷  
閉廷後、県弁護士会館  
で報告集会の予定